

公 告

山国川河川事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定の締結 (土木工事等)

次のとおり公告します。

令和5年1月27日

国土交通省 九州地方整備局
山国川河川事務所長 中元 道男

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、堤防決壊等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測される場合、緊急的に河川の巡視又は応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設等の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的とする。

また、山国川河川事務所が主催または参加する防災訓練や操作訓練に、山国川河川事務所からの参加依頼があった場合には参加するものとする。

(2) 基本協定区間

基本協定の締結区間は下記のとおりとする。

ただし、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長（九州地方整備局長）等から応援要請があった場合、又は山国川河川事務所長が判断した場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他整備局、地方自治体等）において発生した災害等の区間も本協定の対象となる場合がある。

河川名		区 間
山国川	左右岸	河口より27.6km
中津川	左右岸	河口から山国川合流点まで1.8km
山移川	左右岸	山国川合流点より6.7km

(3) 協定期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

(4) 本協定締結業者の選定は、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施工体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及び資機材保有状況、安全管理等を総合的に評価し、対象区域別に上位より協定締結業者を決定する。なお、業者毎の河川巡視の区間は基本協定締結時に決定する。

対象区域	本店の所在地	協定締結業者数
大分県域・福岡県域 (0~22k650)	中津市(旧中津市、旧三光村、旧本耶馬渓町)	4程度
大分県域(22k650より上流)	中津市(旧耶馬渓町、旧山国町)	2程度
福岡県域	上毛町、吉富町	1程度

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、(4)の対象区域内の協定締結業者の中から技術資料の総合評価の上位業者より優先に工事請負契約を締結する。

工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

(6) 当該協定に基づき施工業者等と契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完工工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度の一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度の一般土木工事に係る(C~D)等級の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、令和5年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。

また、基本協定締結後に競争参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 本店の所在地は1.(4)のとおりとする。

(5) 経常建設共同企業体にあっては、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度の一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度の一般土木工事に係る(C～D)等級の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。
また、令和6年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。
なお、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

- (6) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の総合的な評価に関する事項

技術資料等説明資料に示す各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒871-0026 大分県中津市大字高瀬 1851-2

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所

(電話 0979-24-0571 FAX 0979-24-1985)

担当： 調査課 建設専門官 延吉(内線 401)

管理課 管理係長 惠良(内線 332)

ダム管理課 ダム管理係長 宮崎(内線 6132)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間 令和5年1月27日(金)から令和5年2月13日(月)までの土曜日、
日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 交付方法 HPからダウンロード

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間 令和5年1月27日(金)から令和5年2月13日(月)までの土曜日、
日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 提出場所 上記4.(2)③と同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。)により提出する。

5 その他

(1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。